

令和 8 年度 F 日程 技術職（土木・建築）四国中央市職員採用試験実施要綱
【通年募集】

令和 8 年 5 月 1 日

四国中央市

1. 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の職種及び試験区分について行います。また、第 1 次試験は、テストセンター方式により、全国の会場で受験できます。

この実施要綱は、F 日程 技術職（土木・建築）採用試験のものです。令和 8 年度に実施する E 日程及び G 日程との併願は可能ですが、これらを除く他の日程又は試験区分と併願して受験することはできません。

職 種	試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
技術職（土木）	上級	5 人程度	市役所又は出先機関に勤務し、技術的業務その他一般事務に従事する。
	中級	2 人程度	
技術職（建築）	上級	3 人程度	
技術職（土木） 民間企業等経験者	上級	3 人程度	
	中級	2 人程度	
技術職（建築） 民間企業等経験者	上級	3 人程度	

2. 受験資格

次の（1）から（3）までの要件を全て満たす者

（1）日本国籍を有する者

（2）地方公務員法第 16 条の欠格条項のいずれにも該当しない者

① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

② 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 四国中央市に居住する者又は採用後市内に居住可能な者で、次に該当するもの

職 種	試験区分	学 歴 資 格 等
技術職（土木）	上級	平成9年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による4年制大学（大学院）において土木に関する課程を専攻し卒業した者又は令和9年3月末までに卒業見込みの者
	中級	平成9年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門学校）において土木に関する課程を専攻し卒業した者又は令和9年3月末までに卒業見込みの者（学校教育法による4年制大学を卒業した者及び令和9年3月末までに卒業見込みの者を除く。）
技術職（建築）	上級	平成9年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による4年制大学（大学院）において建築に関する課程を専攻し卒業した者又は令和9年3月末までに卒業見込みの者
技術職（土木） 民間企業等経験者	上級	昭和52年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による4年制大学（大学院）を卒業し、令和9年3月末までに土木事業（計画、設計、積算、施工管理等）に関する職務経験が通算3年以上ある者
	中級	昭和52年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門学校）を卒業し、令和9年3月末までに、土木事業（計画、設計、積算、施工管理等）に関する職務経験が通算3年以上ある者（学校教育法による4年制大学を卒業した者及び令和9年3月末までに卒業見込みの者を除く。）
技術職（建築） 民間企業等経験者	上級	昭和52年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者で、1級建築士又は2級建築士の資格を有し、かつ、令和9年3月末までに、建築事業に関する職務経験が通算3年以上ある者

注 職務経験について

- ① 職務経験には、会社員、公務員、自営業者等として一事業所においておおむね週30時間以上の勤務時間で6月以上継続して就業していた期間が該当します。
- ② 複数の実務経験がある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つのみ通算できます。また、雇用契約等の期間が6月未満であっても、継続して就業した後に雇用期間が更新され、引き続き同一の職務に継続して従事した場合において合算して6月となる場合は、その期間を通算することができます。
- ③ 休暇（産前産後休暇を除く。）、休業、退職等のため、連続して1月以上職務に従事していない期間は、実務経験に通算できません。
- ④ 実務経験は、月単位で算定します。期間が1月未満の月については、15日以上は1月とし、14日以下は切り捨てることとします。
- ⑤ 試験合格決定後、実務経験年数を確認するため、証明書を提出していただきます（証明書が取得できない場合は、不採用になりますので注意してください。）。

3. 受付期間、試験日及び合格発表

試験は、【第1期】から【第4期】の4回実施します。【第1期】から【第4期】を併願することはできません。希望する期を選択して受験してください。

期	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	第2試験合格発表
第1期	令和8年5月8日(金)から同年6月8日(月)まで	令和8年6月27日(土)から同年7月10日(金)まで	令和8年8月下旬	令和8年9月上旬
第2期	令和8年6月10日(水)から同年8月18日(火)まで	令和8年9月5日(土)から同月18日(金)まで	令和8年10月下旬	令和8年11月中旬
第3期	令和8年8月20日(木)から同年10月23日(金)まで	令和8年11月7日(土)から同月20日(金)まで	令和9年1月中旬	令和9年1月下旬
第4期	令和8年11月2日(月)から令和9年1月5日(火)まで	令和9年1月16日(土)から同月29日(金)まで	令和9年2月中旬	令和9年2月下旬

注

- 第1次試験は、テストセンター方式で実施します。全国約350カ所以上の試験会場から、試験期間内で希望する会場・日時を選びコンピューターで受験できます(この実施要綱による申込書の提出のほかに、[6. 受験手続]による事前予約が必要です。)。また、利用可能な会場については、次のURL (<https://cbt-s.com/testcenter/>) をご確認ください。
- 合格発表は受験者に可否の通知をするとともに、市役所掲示場に合格者の受験番号を公告します。なお、第2次試験の日時は、別途指定します。

4. 採用予定日

期	採用予定日
第1期	令和8年10月1日、令和9年1月1日又は令和9年4月1日から選択可能
第2期	令和9年1月1日又は令和9年4月1日から選択可能
第3期	令和9年4月1日
第4期	

5. 採用試験の方法

(1) 第1次試験

試験・検査種目	試験の内容等
エントリーシート審査	申込時に提出されたエントリーシートにより、審査を行います。
教養試験（基礎能力試験）	テストセンター会場でコンピューターを使用し試験を行います。
性格検査	注 公務員試験対策は不要の試験です。
PRシート	採用管理システムを通じPRシート作成のご案内をします。マイページにログインし登録してください。

(2) 第2次試験（詳細は、第1次試験合格者にお知らせします。）

試験・検査種目	試験の内容等
面接試験	個人面接試験を行います。
ケース記述試験	与えられた状況設定（ケース）に対して、問題解決力、文章による表現力等についての筆記試験を行います。

6. 受験手続

(1) 採用試験実施要綱の請求

令和8年5月1日（金）から四国中央市役所総務部人事課（市役所5階。以下「人事課」という。）及び各市民窓口センター受付でお渡しします。また、**四国中央市公式ホームページからのダウンロードも可能**です。

(2) 申込手続

インターネットによる申込みとします。申込手順は、事前登録と本登録の2段階方式です。詳細については、別紙「【F日程】四国中央市職員採用試験インターネット申込利用案内」をご確認ください。

(3) 第1次試験の受験日時の予約

提出された職員採用試験申込書に記載のメールアドレス（ドメイン指定等の受信制限をされている場合は、「city.shikokuchuo.ehime.jp」、「cbt-s.com」のドメインから送付されるメールを受信できるように設定してください。）に四国中央市総務部人事課（renraku@cbt-s.com）から受験案内メールが届きます。メールに記載されたログインIDとパスワードを確認し、予約サイトから試験会場、受験時間の選択等を行い、予約を完了してください。なお、ログインIDとパスワードの再発行は行っておりませんので、大切に保管してください。受験案内のメールが届かない場合は、必ず人事課に問合せください。

受験予約完了後、業務委託業者（help@cbt-s.com）から受験予約完了のメールが配信されます。また、受験予約や第1次試験の実施について不明な点がある場合は業務委託業者に問合せください。

注 一度行った受験予約は、選択した受験日の前日午後2時以降は変更できません。また、予約した受験日に受験できない場合は欠席となり、それ以降の受験の再予約はできませんのでご注意ください。記載の試験日以外の代替日を設ける予定はありません。

るので、予約の際は日程に余裕をもって行ってください。

7. 合格・採用

第1次試験では、所定の基準を超えていない場合は、不合格となります。また、第1次試験の受験者全員に、試験の合否、本人の得点及び合格基準点を通知します。

なお、この試験の最終合格者は、四国中央市職員として採用されることとなりますが、次の事項に該当する場合には合格を取り消します。

- (1) 申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合
- (2) 所定の期日までに卒業しなかった場合
- (3) 所定の期日までに必要な職務経験に達していない場合（証明書が取得できない場合を含む。）
- (4) 採用までに市職員採用内定者として不適切又は欠格条項に該当する事実が判明した場合

8. 給 与

給与は、四国中央市職員の給与に関する条例等の規定により支給され、該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

令和8年4月1日現在の初任給は、上級 232,000 円、中級 216,500 円を基準として、職歴等に応じて一定の調整加算があります。

9. その他（問合せ／請求／照会）

受験手続その他不明な点は、人事課に問合せください。また、本試験に関して内容の変更や追加等のお知らせがある場合は、下記ホームページに随時掲載しますので、受験前に必ずご確認ください。

〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号

T E L 0896-28-6004（人事課研修厚生係）

ホームページURL <https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/life/6/28/119/>

Eメールアドレス kensyu@city.shikokuchuo.ehime.jp